

環境省

環境大臣 望月 義夫 様

## 公 開 質 問 状

秋冷の候、貴殿におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、10月8日の参議院予算委委員会において、みんなの党の渡辺美知太郎参議院議員の質問に対して『詳細調査の実施にあたっては地元の方々のご理解を得られるよう、その候補地の選定経過や処理施設の必要性・安全性などについて丁寧な説明を行う努力が必要と考えております。今後、こうした努力をせず、詳細調査を行うつもりもなく、これまでの姿勢と変わらず地元の方々のご理解をいただく、そういう努力をしてまいりたいと思います。』と答弁なさっておりましたが、私も当日、議場で傍聴させていただいておりました。

時を同じくして、私の元に電話が入り、その内容が『宮城県加美町に現地調査が入った。』というものでありました。私は目の前で答弁している大臣の言葉を受け止めながら、その一方で、電話で伝えられた内容との矛盾に、到底、事態を理解することはできず、民意を踏みにじるような行為が公然と行われたことに憤りを感じました。

つきましては、別紙のとおり公開質問をさせていただきますので、10月31日（金）までに文書にてご回答をお願いいたします。

## 《環境大臣への公開質問》

今回の加美町へ対しての町役場及び住民への事前通告抜きでの調査の強行は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき国の責任において、国民の不安を低減することが謳われ、また、地方創生が政府を挙げて宣言される中で、該当自治体及び住民への不安を徒に高め、建設的な話し合いに必要な信頼を損ねる行動と受けとれます。

また、この行動は第2次安倍改造内閣が重要課題の1つとして掲げる地方創生の考えである「各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生」に反し、同様に不安を高め、話し合いを阻害するものであり、自律的で持続的な社会の創生に必要な不可欠である信頼を損ねる行動と受けとれます。

これらを踏まえて次のとおり質問いたします。

- ・ 環境省による役場、住民への事前通告なしの調査は、どのような理由によるものなのでしょうか？
- ・ 環境省による役場、住民への事前通告なしの調査は、特措法に則ったものなのでしょうか？

この2点について10月31日までに文書で、環境大臣のご見解をご回答ください。

政治、政策に完璧なものはなく、時には齟齬が生じるものであります。もし齟齬が生じたというご認識があれば、勇気を持って誤りを認め、最善策に向けて、住民理解に向けた諸活動及び交渉にこそ力を注いでいただきたいと切に要望するものであります。

2014年10月20日

栃木県塩谷町長 見形和久

－お問い合わせ－  
塩谷町 総務課  
指定廃棄物処分場対策班  
TEL: 0287-45-1115  
FAX: 0287-45-1840